

天理市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第39号

天理市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則  
(天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 天理市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号）に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあっては子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所を証する書類

(2) 所得の状況を証する書類

(3) 当該子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5条第1項中「当該子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「第2条第1項に規定する書類」に改め、同条第2項

中「第3条」を「第2条第2項及び第3条」に改める。

第7条第3項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

(天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) 心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (4) 身体障害者にあっては身体障害者手帳、知的障害者にあっては療育手帳
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第5条第1項中「心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「第2条第1項に規定する書類」に改め、同条第2項中「第3条」を「第2条第2項及び第3条」に改める。

(天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 天理市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月天

理市規則第41号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(交付申請)

第2条 条例第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害老人等医療費助成交付（更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号又は第2号の要件に該当する者であることを証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証
- (4) 身体障害者にあっては身体障害者手帳、知的障害者にあっては療育手帳
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第3条中第2項を削る。

第4条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。